

J R北上線月極駐車場料助成事業実施要領

J R北上線利用促進協議会

(目的)

第1条 J R北上線の3か月以上の通勤定期券を購入して通勤する者に対し、月極駐車場料助成金(以下「助成金」という。)を交付することで、J R北上線の通勤定期利用の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の対象となる者は、岩手県北上市、西和賀町、秋田県横手市に住所を有する者、または岩手県北上市、西和賀町、秋田県横手市に所在する事業所等に通勤する者であって、3か月以上の通勤定期券を新規に購入し通勤に利用する者で、月極駐車場を利用する者とする。

(対象定期券)

第3条 この助成金の対象となる定期券は、J R北上線を1区間でも含む3か月以上の新規の通勤定期乗車券とする。ただし、券面の利用区間のいずれかにJ R北上線の区間の駅名が印字されていなければならない。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 3か月定期券 3か月分の月極駐車場料の額または15,000円のいずれか少ない方の額
- (2) 6か月定期券 6か月分の月極駐車場料の額または30,000円のいずれか少ない方の額

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、J R北上線月極駐車場料助成申請書兼請求書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた時は、J R北上線月極駐車場料助成決定通知書(様式第2号)により、当該申請者にその旨通知するものとする。

(助成金の支払)

第7条 会長は、3か月定期券の場合は定期券の有効開始日から3月、6か月定期券の場合は定期券の有効開始日から6月経過後、定期券の払い戻し等の有無を調査のうえ、適当と認めたときは、申請者の指定する金融機関(定期利用者の口座)に口座振替により、30日以内に助成金を交付するものとする。

2 前項の調査により、定期券の払い戻し等が認められたときは、会長は、前条の規定による交付決定を変更し、申請者に当該額を通知のうえ、申請者の指定する金融機関(定期利用者の口座)に口座振替により、30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 会長は、申請に虚偽または不正があったと認めるときは、第6条の規定による交付決定の全部または一部を取り消し、すでに交付した助成金については、その全部または一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還を命じられた者は、直ちに助成金を返還しなければならない。

(その他)

第9条 助成は先着順で実施し、予算額に達した時点で終了する。